

定款施行細則(抜粋)

(評議員選出の種類)

第 13 条 評議員は、一斉選出及び補充選出のほか、第 15 条第 5 項により選出する。

2 一斉選出は 5 年ごとに行い、全ての評議員を改めて選出する。

3 補充選出は一斉選出以外の年に行い、欠員分を補充選出する。

(選出方法)

第 14 条 評議員は、毎年 6 月に開催される評議員資格検討委員会における審議を経て、理事会において審査及び選出され、理事長が委嘱する。

(申請及び資格)

第 15 条 評議員になるための審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書を毎年 4 月末日(一斉選出の年にあつては 2 月末日とし、当日の消印有効とする。)までに評議員資格検討委員会に提出する。

2 申請者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

(1)申請の年の 8 月 31 日において継続 10 年以上本法人の正会員であり、かつ、会費を完納していること

(2)大腸肛門病専門医であること

(3)最近 5 年間に 3 回以上本法人の年次学術集会に出席していること

(4)申請年の 8 月 31 日において満 68 歳未満であること

(5)申請時の過去 5 年間に筆頭者として発表した大腸肛門病学に関する研究論文が 1 件以上あること。この場合において、筆頭者でない論文、学会発表の筆頭演者、本法人の定期学術集会の座長又は司会のいずれか 3 件で、筆頭者の研究論文 1 件に換算するものとし、業績評価については、別に定める「評議員選出に関する評価基準」に掲載のあるものとする。ただし、通算 10 年以上評議員であった者の業績は、次項に定めるところによる。

3 前項第 5 号ただし書の評議員が、同項第 1 号から第 4 号までの要件を満たし、かつ、次に定める要件のいずれかを満たしている場合は、申請することができる。

(1)5 年間で社員総会に 3 回以上出席していること。ただし、委任状による出席は欠席とみなす。

(2)5 年間で本法人の年次学術集会の座長又は司会を 2 回以上務めていること。

4 前 2 項に規定する 5 年間に於いて出産、育児、長期病氣療養、海外留学等の期間があるため、当該各項に定める要件を満たさない場合で理事会が認めるときは、これらの期間を除算した直近 5 年間に於ける業績により申請することができる。

5 第 2 項の規定にかかわらず、別に定める基準により正会員のうち評議員としてふさわしい実績を有すると理事会が認める者に対し、理事長は評議員を委嘱することができる。